

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
02. 03項	1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について 豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第 0203. 11号及び第0203. 21号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、<u>畜産物の価格安定に関する法律施行規則別表第 1 に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u> 具体的には、と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して 2 分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。	02. 03項	1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について 豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第 0203. 11号及び第0203. 21号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、<u>畜産物の価格安定等に関する法律施行規則別表第 1 に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。</u> 具体的には、と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したものと及び胴で切断して 2 分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。
0813. 20 又は 0813. 40	1. プルーン、ブルーベリーの解釈について 1. プルーンとはプラム（すもも）のうち乾燥果実に適する品種群に属するものをいう。すなわち、プラムにはヨーロッパ系、東亜系及び北米系の 3 系統があるが、このうちプルーンは、ヨーロッパ系のものであってPrunes domestica L.（学名）に属し、核を抜かなくても発酵しないで乾燥果実になるものをいう。 2. ベリーとは、ユキノシタ科に属するすぐり、房すぐり、バラ科に属する木イチゴ及びツツジ科に属するブルーベリー、クランベリー等の灌木性の小果類の果実のことをいう。このうちブルーベリーとは、ツツジ科に属するVaccinium corymbosum L.（学名）、Vaccinium pennsylvanicum Lam.（学名）、及びVaccinium vacillans Sol.（学名）の小果実のことをいう。	0813. 20 又は 0813. 40	1. プルーン、ブルーベリーの解釈について 1. プルーンとはプラム（すもも）のうち乾燥果実に適する品種群に属するものをいう。すなわち、プラムにはヨーロッパ系、東亜系及び北米系の 3 系統があるが、このうちプルーンは、ヨーロッパ系のものであってPrunes domestica L.（学名）に属し、核を抜かなくても発酵しないで乾燥果実になるものをいう。 2. ベリーとは、ユキノシタ科に属するすぐり、房すぐり、バラ科に属する木イチゴ及び<u>シャクナゲ科</u>に属するブルーベリー、クランベリー等の灌木性の小果類の果実のことをいう。このうちブルーベリーとは、ツツジ科に属するVaccinium corymbosum L.（学名）、Vaccinium pennsylvanicum Lam.（学名）、及びVaccinium vacillans Sol.（学名）の小果実のことをいう。
2929. 10	1. <u>トルエンジイソシアナート(トリレンジイソシアナート)(Toluene Diisocyanate (Tolylene Diisocyanate))</u> (省 略)	2929. 10	1. <u>トリレンジイソシアナート (Tolylene Diisocyanate)</u> (同 左)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3824. 90	3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。） 修正テープ（輸入統計品目表 3824. 90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたりボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第4820. 90号））。	3824. 90	3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。） 修正テープ（<u>輸出統計品目表 3824. 90-200、</u>輸入統計品目表 3824. 90-992）とは、白色顔料塗膜が塗布されたりボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質にしたがって分類される（例えば、紙テープのシール（第4820. 90号））。
3825. 10	1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について 輸出統計品目表第 3825. 10 号の「第 16 部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。 <u>（1）「第 8517. 12 号の機器のもの」の例：携帯電話</u> <u>（2）「第 85. 28 項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</u>	3825. 10	1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について 輸出統計品目表第 3825. 10 号の「第 16 部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。 <u>（1）「第 84. 71 項の機械のもの」の例：パーソナルコンピュータ、携帯情報端末（PDA：Personal Digital Assistants）</u> <u>（2）「第 8517. 12 号の機器のもの」の例：携帯電話</u> <u>（3）「第 85. 28 項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター</u>